

平成23年度 福井県ものづくり人材育成修学資金奨学生募集案内

1 制度概要

(1) 貸与額

月額6万円

(2) 貸与期間

理工系大学院の正規の修学期間内

(3) 貸与時期

年2回（6月（4～9月分）、10月（10月～3月分））

※ 平成24年1月から同年3月までの期間分の修学資金については、同年1月に貸与します。

(4) 貸与人員

毎年度20名ずつ新規に貸与

(5) 貸与の決定

面接その他の審査を行う福井県ものづくり人材育成修学資金奨学生選考委員会の意見を聞いて決定します。

(6) 貸与の取消

貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するときは、貸与を取り消します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(7) 貸与の休止

貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するときは、その期間中は貸与しません。

- ① 理工系大学院を休学したとき。
- ② 停学（その期間が1月以上の場合に限る。）の処分を受けたとき。

(8) 返 還

①〔要件〕 貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金を返還していただきます。

- ア 貸与が取り消されたとき。
- イ 貸与期間が終了したとき。
- ウ 返還の猶予を受けることができなくなったとき。

②〔開始時期〕 上記①〔要件〕の事由が生じた月の翌月から

③〔期 間〕 貸与を受けた期間に相当する期間内

④〔方 法〕 月賦または年賦の均等払

⑤〔利 子〕 無利子

⑥〔延滞利息〕 年14.5パーセント

(9) 返還の猶予

貸与を受けている方が、修学資金の返還の免除を受ける見込みがあるときは、その間修学資金の返還を猶予します。

(10) 返還の免除

貸与を受けている方が、大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに「県内ものづくり企業」^(注1)に勤務して研究開発業務に従事し、7年間勤務したときは、修学資金の全部の返還を免除します。

(注1)「県内ものづくり企業」とは、福井県内に本社を有し、製造業（日本標準産業分類の大分類E）または情報サービス業（日本標準産業分類の大分類Gの中分類39）を営む企業を指します。

(11) 就職促進事業への参加

貸与を受けている方は、大学院を修了するまでの間、やむを得ない理由がある場合を除き、県内ものづくり企業への就職を促進するための事業に積極的に参加するよう努めてください。

2 応募資格

次の要件の全てに該当する方

(1) 理工系^(注2) 大学院に在学する方であること。

※ 現在、理工系大学院の最終学年に在籍する方については、今回は貸与対象外のため、応募できません。

(注2)「理工系」には薬学系、農学系等も含まれます。

(2) 在学する理工系大学院に社会人入学試験により入学した方でないこと。

(3) 大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに県内ものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事することを希望する方であること。

(4) 日本国籍を有する方または次のいずれかに該当する方であること。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する方

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者の在留資格をもって本邦に在留する方

3 選考方法

(1) 一次審査（書類審査）（平成23年12月上旬実施（予定））

申込書類により書類審査を行い、応募者全員に可否を郵便で通知します。一次審査（書類審査）合格者には、二次審査（面接審査）の日時等について郵便で通知します。

(2) 二次審査（面接審査）（平成23年12月下旬実施（予定））

個別に面接を行い、二次審査（面接審査）を受けた方全員に可否を郵便で通知します。二次審査（面接審査）合格者には、12月下旬（予定）に貸与決定通知書を郵送します。

4 提出書類

- (1) 福井県ものづくり人材育成修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 在学している大学院の在学証明書
- (4) 在学している大学院の学長または研究科長の推薦書（様式第3号。厳封したもの）
- (5) 学業成績証明書（直近のものであって、厳封したもの）
- (6) 小論文（別紙1の課題について、1, 200字程度で記述してください。）
- (7) 住民票の写し（貸与申請日前3か月以内に発行されたもの）または外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項に規定する登録原票の写しもしくは登録原票記載事項証明書

5 受付期間および受付時間

- (1) 期 間
平成23年11月1日（火）から同年11月30日（水）まで（必着）
 - (2) 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土・日曜日および祝日は除きます。）
- ※ 提出書類は持参または郵送してください。なお、郵送する場合は封筒の表に「奨学生申込」と朱書の上、必ず書留郵便にしてください。11月30日（水）までに到着したものに限り受け付けます。

6 書類提出先

〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センタービル内
（公財）ふくい産業支援センター 新事業支援部 総合相談・創業支援グループ
TEL 0776（67）7400

【お問い合わせ先】

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県 産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進室
担当：田中、尾野 TEL 0776（20）0374

〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センタービル内
（公財）ふくい産業支援センター 新事業支援部 総合相談・創業支援グループ
担当：井上、山田 TEL 0776（67）7400